



2024年2月27日

各位

会社名 不二硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 小熊 信一
(コード番号 5212 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部長 高濱 英司
(TEL 03-3617-5111)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年1月26日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年1月26日付プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更に係る各議案について本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年2月27日から2024年3月18日まで整理銘柄に指定された後、2024年3月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式 183,232 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

2,055,670 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

2,055,681 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2024年1月26日開催の取締役会において、2024年3月21日付で消却することを決議した、2024年1月16日現在当社が所有する自己株式数(86,319株)を除いた株式数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

11 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

44 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる
金銭の額

会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による
処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社スカイ（以下「公開買付者」といいます。）及び当社の代表取締役社長
である小熊信一氏以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数(会社法(平成 17 年法律第 86 号。
その後の改正を含みます。以下同じです。))第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満た
ない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第 235
条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主
の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社株式を非公開化するた
めの一連の取引の一環として、当社の株主を公開買付者及び小熊信一氏のみとすることを目的とする
ものであること、また、当社株式が 2024 年 3 月 19 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格
のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えらえることに鑑み、会
社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付
者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当
社株式の数に、公開買付者が 2023 年 11 月 15 日から 2023 年 12 月 27 日までを買付け等の期間として行
った当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当
たりの買付け等の価格と同額である 1,700 円を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様へ交付
できるような価格に設定する予定です。

売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社スカイ

売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保す
る方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に
要する資金を、株式会社みずほ銀行からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うこと
を予定しているとのことです。

当社は、公開買付者が 2023 年 11 月 15 日に提出した公開買付届出書及び同書に添付された本銀行
融資に係る融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認して
おります。また、公開買付者によれば、本公開買付けの開始以降、本株式併合の結果生じる 1 株
未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、
今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、公開買付者による本
株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払
のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2024 年 4 月中旬を目処に、会社法第 235 条第 2 項の準用する
同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株に満た
ない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申
立てを行うことを予

定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年5月上旬を目処に当社株式を公開買付者へ売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2024年7月中旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- (1) 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が44株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び小熊信一氏のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第9条（基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び小熊信一氏のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容は、2024年1月26日付プレスリリースをご参照ください。なお、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年3月22日に効力が生じるものといたします。

3. 本株式併合の日程

(1) 本臨時株主総会開催日	2024年2月27日（火曜日）
(2) 整理銘柄指定日	2024年2月27日（火曜日）
(3) 当社株式の最終売買日	2024年3月18日（月曜日）（予定）
(4) 当社株式の上場廃止日	2024年3月19日（火曜日）（予定）
(5) 本株式併合の効力発生日	2024年3月22日（金曜日）（予定）

以上